

1 目的

長野市では、市民が愛着と誇りを持つことができる「大切にすべき景観」を後世に引き継いでいくため、平成 26 年度に「ながの百景」を選定しました。

選定から 10 年の月日が流れる中、状況が変化した景観がある一方で、新たに生まれたり、見い出されたりして、守り育まれている景観があります。

そこで、市民の心の拠り所となり、訪れる人に魅力を感じてもらえる「ふるさと長野」の美しい景観を、市民共通の財産として後世に引き継いでいけるよう、新たな「大切にすべき景観」を募集し、選定を行います。また、「ながの百景」の現況を確認し、見直しを行います。

2 対象となる景観の要件

市内から見ることができ、長野（地域）らしさが感じられるとともに、「大切にすべき景観」として愛着と誇りを持って守り育て、後世に引き継ぐ必要があると認められる景観を対象とします。

なお、市内から見ることであれば、見る対象が市外に存在していても良いものとします。

（参考）

- ・ 個別の建築物、工作物、団体等は、長野市景観賞の対象となります。
- ・ 誰でも立入ることができる場所から見る事ができる景観とし、市内を走る公共交通機関等から見る景観も対象とします。（例：車窓から見る田園風景など）
- ・ 現存しないもの、現状の継続が見込まれないものは対象外とします。

〈対象となる景観の例示〉長野市景観計画から

○雄大で、緑あふれる自然環境

緑あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産です。

○歴史的・文化的な街並み

善光寺と門前町の街並み、真田十萬石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切にまつられている寺社と、伝統的で特色ある

祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。

○にぎわいあふれる都市空間

県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心に市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。

○美しく、快適に過ごせる住環境

長野市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、長野市の原風景ともいべき景観が広がっています。

3 募集方法

以下の方法で募集します。

(1) 募集期間

令和5年10月から令和6年9月までとします。

(2) 応募要件等

応募者は、募集要項に適合する景観について応募するものとします。

また、応募に当たっては、審査、選定するために必要な事項の提供を求めるとともに、必要に応じて事務局が情報を補完することとします。

なお、応募資格は定めず、また、一人何点でも応募できることとします。

(3) 募集周知

長野市の広報紙やホームページへの掲載、チラシの配布等を通じて、広く周知します。

(4) 受付方法

原則として、ながの電子申請サービスで受け付けます。

ただし、やむを得ない場合は、郵送で受け付けます。

4 選考方法

長野市景観審議会において選考し、現在の「ながの百景」に追加する候補として市長に答申します。選考の予定数は、定めません。

(1) 選考の観点

ア 豊かな自然や季節のうつろいを感じられる。

イ 時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化が感じられる。

ウ 人々のいきいきとした活動が感じられる。

エ 祭りやイベントなどの賑わいが感じられる。

(2) 選考及び決定の時期 (予定)

一次選考 (書類) 令和6年10月上旬

最終選考 令和6年11月中旬

決定時期 令和6年11月下旬

(長野市景観審議会からの答申に基づき市長が決定)

5 発表

新たに「ながの百景」に決定した景観については、広報誌及びホームページ等において発表します。

また、パンフレット作成などで広く発信し、市民の景観形成に対する意識の醸成を図っていきます。

6 選定された景観の取り扱い

状況が変化した景観については、除外するのではなく、かつての「ながの百景」の記憶として残します。

7 問い合わせ先

事務局 長野市都市整備部まちづくり課

電話 026-224-7179

電子メール machi_atmark_city.nagano.lg.jp

※迷惑メール防止のため、_atmark_を@に置き替えてください。

8 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

募集要項（HP掲載やチラシ作成の際の記載項目）

○ 応募内容の情報

- ・ 応募者情報
氏名、ふりがな、住所、電話番号、電子メールアドレス
- ・ 応募景観の情報
写真データ、景観の名称、視点場（撮影場所、例「〇〇から眺めた〇〇」）、
撮影時期（季節、日時、時間帯等）、景観（視点場）の推薦理由

○ 対象となる景観

- ・ 市内から見ることができ、長野（地域）らしさを感じられる景観
（例）雄大で、緑あふれる自然環境
歴史的・文化的な街並み
にぎわいあふれる都市空間
美しく、快適に過ごせる住環境
- ・ 愛着と誇りを持って守り育て、後世に引き継ぐ必要があると認められる景観
- ・ 市内から見ることでできれば、見る対象が市外に存在していても良いものとします。
- ・ 誰でも立入ることができる場所から見るができる景観とし、市内を走る公共交通機関等から見る景観も対象とします。
（例）車窓から見る田園風景など

（注意）

- ・ 個別の建築物、工作物、団体等は、長野市景観賞の対象となり、ながの百景の対象となりません。
- ・ 現存しないもの、現状の継続が見込まれないものは対象外とします。

○ 応募資格

- ・ 応募者のお住まいを問わず、どなたも何件でも応募できます。

○ 留意事項

- ・ 応募写真は、返却しません。
- ・ 応募写真は、応募者本人にすべての権利（著作権等）があるオリジナルのものに限ります。
- ・ 応募写真は、応募時点から2年以内に撮影した400万画素以上のものとしてください。
- ・ 応募写真の著作権は、応募者に帰属します。
- ・ 応募写真について、肖像権や著作権のほか何らかの権利侵害があった場合、長野市は一切責任を負わず、その責任、解決の義務はすべて応募者本人にあるも

のとします。

- ・ ありのままの景観を応募していただきたいため、応募写真は無修正、無加工としてください。
- ・ 写真コンテストではないので、写真そのものの良さと景観を選定するものではありません。
- ・ 応募内容について、後日確認させていただくことがあります。
- ・ その他、応募写真の権利関係や、長野市の利用方法、応募の際の禁止事項などは、応募規約に詳しく取り決めるものとします。
- ・ 応募者は、応募に係る事項をすべて了承したものとみなします。

○ 個人情報の取り扱い

- ・ 応募の際に提供していただく個人情報は、本事業の運営上必要な場合にのみ使用します。

○ 募集期間

- ・ 令和5年10月から令和6年9月まで

○ 応募方法

- ・ 原則として、ながの電子申請サービスで受け付けます。
- ・ 応募1件につき写真データ1点を添付してください。添付できるデータ容量は、10メガバイトまでです。
- ・ 複数あるときは、景観ごとに応募してください。
- ・ やむを得ない場合は、郵送で受け付けます。

○ 選考方法

- ・ 長野市景観審議会において選考します。

○ 選考の観点

- ・ 長野市の豊かな自然や季節のうつろいを感じられる。
- ・ 時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化を感じられる。
- ・ 人々のいきいきとした活動を感じられる。
- ・ 祭りやイベントなどの賑わいを感じられる。

○ 発表など

- ・ 長野市の広報及びホームページ等において発表します。
- ・ 応募写真は、パンフレット作成などで使用します。